

継続

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁警備部長 殿
各道府県(方面)警察本部長
(参考送付先)
皇宮警察本部長
各管区警察局情報通信部長

警察庁丁備二発第40号
令和2年2月19日
警察庁警備局警備運用部警備第二課長

大規模災害発生時における対処能力の強化について(通達)

大規模災害発生時には、災害の種別、規模等に応じて都道府県警察本部、警察署等に所要の規模の災害警備本部等が設置され、当該災害警備本部等の種別に応じ、都道府県警察本部長、警察署長等(以下「警備本部長」という。)が災害警備活動の指揮に当たるほか、広域緊急援助隊及び緊急災害警備隊(以下「広緊隊等」)が被災地に派遣されることとなる。効果的に災害警備活動を実施するためには、被災状況を可能な限り正確に把握した上で、対処能力を有する適切な部隊を投入することが必要である。そこで、各都道府県警察における対処能力の向上を図るため、下記のとおり、被災地における災害警備活動の強化を図ることとしたので、遺憾のないようにされたい。

記

1 現地指揮所の設営

大規模災害発生時には、被災地を管轄する警察署が交通規制、問合せの対応で忙殺されていたり、部隊活動を要する場所から遠距離に位置していたりするなどにより、警察署が現地指揮所足り得ない可能性があることから、警備本部長は、必要に応じ警察署以外の場所への新たな現地指揮所の設営を遅滞なく判断し、同所において所要の措置を講じること。

2 指揮支援班の派遣

警備本部長は、効果的な部隊投入の決定等に資するため、下記の任務を行わせるべく、必要に応じ現地指揮所ごとに指揮支援班を派遣すること。

(1) 被災情報の収集・分析

被災地における救出・救助活動等に資するため、被災状況、道路状況等部隊活動に必要な情報を収集・分析すること。

(2) 部隊の選定及び部隊活動計画の策定

指揮支援班は、(1)を踏まえ、部隊装備・技術等を勘案しながら部隊を選定し、部隊活動計画を策定すること。またその際は(4)の関係機関との連携・調整について留意すること。

(3) 部隊活動の報告・記録

警備本部長が最新の被災情報、部隊活動等を把握し続けることが被災地警察と警察庁、都道府県及び市町村との連携に重要であることから、指揮支援班は、警備本部長に対する迅速な報告を徹底するとともに確実な記録化に努めること。

(4) 関係機関との連携・調整

大規模災害発生時には、警察のみならず各種機関が災害警備活動に当たることとなる。その際は、県、市等様々なレベルで関係機関同士の連携・調整が図られることとなるところ、指揮支援班においては、被災現場の直近で活動するという特殊性を踏まえ、被災情報、部隊の配置場所等に関し、消防、自衛隊等と必要な連携・調整に努めること。

3 指揮支援班の派遣に関する留意事項

(1) 指揮支援班の人選

ア 指揮支援班の班長の人選

指揮支援班の班長は、警備本部長の命により、指揮支援班の運用はもとより、広緊急隊等に対する適切な支援、関係機関との活動調整等を行うことが求められる。そこで、警備本部長は、原則警視以上の階級であって、災害に関する知見や指揮能力等を有する者を班長として被災地警察から人選すること。

イ 指揮支援班の班員の人選

指揮支援班の班員は、班長とともに現地指揮に専従する必要があること、班長の指揮を待つことなく自ら判断・指示する可能性があること等から、警備本部長は、

- 被災現場で救出救助活動等に当たる部隊の幹部又は隊員を派遣しない
- できる限り多く警部以上の警察官を派遣する

などを考慮し、班員として適切な能力を有する者を被災地警察から人選すること。

(2) 指揮支援班の要員に関する協議

被災地警察が十分な人数の指揮支援班を派遣できない可能性があることから、被災地を管轄する管区警察局（被災地警察が警視庁又は北海道警察であった場合には警察庁）は、広緊急隊等の派遣に関し必要な調整を行うに当たって、自管区警察局、

他管区警察局、北海道警察又は警視庁から指揮支援班の要員を派遣する必要性についても被災地警察と協議すること。

4 被災情報の収集に関する留意事項

大規模災害においては、災害の規模感を早期に把握することが重要である。そこで、警備本部長は、指揮支援班を通じた被災情報の収集に加えて、個別の部隊活動に必要な情報収集とは別に災害警備本部等から直轄の情報班を被災現場に派遣する、派遣が適切でない場合には同情報班をかかるとの情報集約に専従させるなど、早期に全体像を把握するための能動的な情報収集に努めること。

5 備考

(1) 規程等の整備

都道府県警察は、必要に応じ、本通達に係る事項を具体化するため、災害警備計画等を整備すること。

(2) 指揮支援班の編成

警備本部長は、広緊隊等からの要員を含め、別紙を基準に各都道府県警察の実情に応じて指揮支援班を編成すること。

(3) 指揮支援要員の教養訓練

都道府県警察は、指揮支援班として派遣する可能性のある者に対し、2に関する教養訓練を行うこと。

【継続措置状況】

初回発出日：平成28年5月11日

(有効期間：平成32年3月31日)

別紙

指揮支援班編成基準

班編成	主な任務
班長	指揮支援班の指揮に当たること
情報収集班	被災状況、道路状況等部隊活動に必要な情報の収集及び分析に当たること
計画策定班	部隊の選定及び部隊活動計画の策定に当たること
報告・記録班	被災状況及び部隊活動の報告・記録に当たること
調整班	関係機関との連携調整に当たること